

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長

( 公 印 省 略 )

労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について

平成19年度における労災補償業務の運営に当たっては、特に下記に示したところに留意の上、実効ある行政の展開に遺憾なきを期されたい。

記

第 1 労災補償行政を推進するに当たっての基本的認識

一昨年、石綿による健康被害が大きな社会問題となり、石綿関連疾患に係る労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づく保険給付請求件数が急増するとともに、昨年3月に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿救済法」という。）に基づく特別遺族給付金の請求も多数なされているところである。

また、脳・心臓疾患事案や精神障害等事案など事実調査に多大な事務量を要する事案の請求件数も依然として高い水準で増加し続けており、労災補償業務における事務量は増加の一途をたどっている状況にある。

その一方で、労災補償業務に携わる行政定員や行政経費に係る予算については、極めて厳しい状況にある。

このような状況の中で、迅速・適正な労災補償を確実に実施していくためには、限られた行政資源から最大限の効果を得るべく実効性のある局業務実施計画や調査計画に基づく効率的・計画的な事務処理を徹底した上で、基本的な事務処理の確保に万全を期することが必要不可欠となっている。

さらに、厳しい定員事情の下、行政が取り組むべき諸課題に的確に対応していくため、労災補償業務に携わる職員が、日常より効率性や実効性の観点から、常に問題意識を持って業務を遂行することが重要である。このため、局・署における組織的検討を通じた積極的な業務改善・事務簡素化に取り組んでいく必要がある。

## 第2 的確な局業務実施計画等の策定

### 1 具体的かつ実効性のある局業務実施計画の作成

各種行政課題に対して的確に取り組んでいくためには、①まず、局・署の管内事情（労災請求事案や未決事案の件数や内容、局・署の主体的能力等）に基づき、各種課題の優先順位を明確にし、②その上で、具体的かつ実効性ある局業務実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これに基づき、計画的に行政運営に当たることが重要である。このため、局・署の管内事情について十分に分析・検証の上、以下の点に留意した実施計画を作成すること。

- (1) 実施計画の作成に当たっては、行政課題ごとに、その現状や背景、問題点を把握し、改善すべき方向性及びその計画、具体的な取組とその実績の分析・検証、検証結果に基づくさらなる改善を行った上で、具体的方策を策定し推進する、いわゆる「PDCAサイクル」による手法を取り入れることにより、取組方針や事務処理方法について常に精査を行いつつ取り組むこと。
- (2) その上で、まず第一に、各署の請求事案や未決事案の件数や内容等について把握・分析を行った上で、迅速・適正な労災保険給付を確実に実施していくため、基本的な事項として、調査計画書の作成手続や署長による進行管理の具体的手法、局による指示・支援体制及び局署間の情報伝達・連携方法等を具体的に明記した実効性の高い実施計画を作成すること。
- (3) 次に、第二として、管内事情や各署の主体的能力等の分析結果を踏まえ、行政課題の優先順位を明確にし、優先順位の高い課題については、重点的に実施すべく取組方法を具体的に盛り込む一方、優先順位の低い課題については、取組方法を簡素化しても差し支えないことを記載するなど、実効性の担保されためりはりのある実施計画を作成すること。
- (4) 実施計画の作成に当たっては、労働基準部長を始め労災補償課長、労災補償監察官等の間で組織的な検討を綿密に行うこと。また、署から意見を徴し、各署の請求事案の処理状況や処理上の問題点等を反映させるほか、中央労災補償業務監察（以下「中央監察」という。）や地方労災補償業務監察（以下「地方監察」という。）における指摘事項の解消方法等も取り込んだ具体的なものとする。

### 2 管内事情を的確に反映した署業務実施計画の作成

署の業務実施計画（以下「業務計画」という）の作成に当たっては、局による指導や調整の下、①上記1と同様、請求事案や未決事案の推移や現状等の管内事情について把握し、当該署において見込まれる業務量について分析を行った上で、②主体的能力や実施計画等を踏まえつつ、③当該見込み業務量に対応可能な事務処理体制や役割分担等を明記した実効性のある業務計画を作成すること。

さらに、各署においては、作成した業務計画により業務を進めるだけでなく、上

半期が終了した時点等で、業務計画作成時と同様、業務推進状況を必ず検証し、必要に応じて年度途中であっても、局との調整の下、業務計画を変更すること。

### 第3 迅速・適正な労災保険給付事務の徹底

#### 1 労災請求事案等に対する基本的な事務処理

昨年、労災保険給付に係る決定を署長自らを取り消すという自庁取消事案が少なからず発生したが、これらの中には労災認定に必要な基本的な調査が十分に行われていないままに決定されていた事案も散見された。このような事案は、当初から基本的な事務処理を確実に実施していれば、本来、発生しないものである。したがって、労災請求事案等の事務処理に当たっては、認定基準や事務処理要領・手引に基づき、業務上外等の判断に必要な事項について整理し、確実に調査を実施するという基本的な事務処理の重要性を改めて認識し、徹底していく必要がある。

このため、労災補償業務の遂行について、全ての労災担当職員が基本的な事務処理を確実に実施するよう、局にあつては労働基準部長及び労災補償課長、署にあつては署長が、日常の業務指導、検討会や決裁等あらゆる機会を捉えて確認・徹底すること。

#### 2 効率的かつ計画的な調査の実施

基本的な事務処理を確実に実施し、労災請求事案を的確に処理するためには、業務上外等の判断に必要な調査事項について、あらかじめ十分な検討を行い、調査計画を作成した上で、当該必要事項に係る調査等を確実に行っていくことが不可欠である。

また、不必要な調査や調査漏れによる再調査の実施等に労力を費やすことなく、労災保険給付等の決定が一日も早く行えるよう、無駄を省いた効率的な調査を徹底していくことが重要である。

このため、調査事項が多岐にわたる労災請求事案等に対しては、受付後、必ず署長（及び労災担当次長、労災担当課長等）が加わった事案検討会を遅滞なく開催し、調査計画を作成すること。この場合、以下の点に留意すること。

- (1) 給付請求書等、調査を開始する前に把握している事実関係（傷病名や請求人の主張等）により、業務上外等の判断を行うために必要な事項を整理した上で、就労実態や医証を始めとする必要な関係資料の収集先、調査先、聴取対象者を選定するとともに、これらの実施時期、順序等無駄を省いた効率的な調査の実施にも配慮した具体的な調査計画を作成すること。
- (2) 調査によって新たに把握した事実関係等に基づき、調査事項の追加や見直しを随時行い、再度、調査順序、時期を具体的に選定した上で、調査を継続すること。
- (3) 調査計画の作成や見直しに際しては、局においてその内容を把握の上、必要に応じて署を指導する体制を確立すること。

#### 3 労災請求事案等に係る組織的な事務処理

## (1) 長期未決事案の確実な解消

迅速な労災保険給付に向けた長期未決事案の解消については、平成15年度以降、署長管理事案及び局管理事案（以下「管理事案」という。）を設定する手法により、取り組んできているが、管理事案は依然として相当数存在している。このため、平成19年度においても、この手法を継続することとするが、実施に当たっては、以下の点に留意し、その徹底に万全を期すること。

ア 労働基準部長は、局管理事案の内容と処理状況を定期的に把握するとともに、労災補償課長に対し必要な指導を行うこと。また、労災補償課長は、自らが労災補償監察官及び職業病認定調査官等担当者と当該事案の処理経過の点検や長期化の要因となっている問題点の洗い出しを行うとともに、当該問題点等を踏まえ、局の応援体制や局・署の役割分担を明確にした上で、局管理事案の早期解消に向けた具体的な支援や指導を徹底すること。

イ 署長は、署長管理事案に対する基本的な進行管理の重要性を認識し、労災担当次長、労災担当課長等との事案検討会を月1回以上定期的に開催し、事案の処理状況を担当者から確認するとともに、問題点を把握し、処理状況に応じた調査等の実施方法、内容及び時期等を明らかにした具体的かつ実効性のある処理方針を指示すること。さらに、その後の進ちよく状況を定期的な検討会のみならず、随時確認した上で、さらに必要な具体的指示を行うことを徹底すること。

ウ 労災補償課長は、処理の長期化の芽を早い段階から確実に摘み取るため、署長管理事案についても署任せとすることなく、処理経過や問題点等を署長から報告させるなどにより、局・署管理者がともに把握するための仕組みと体制を整備した上で、労災補償監察官や職業病認定調査官等との検討、事務処理のために必要な指導を署長に対して行うこと。

エ 労働基準部長及び労災補償課長は、署長管理事案の多い署の署長に対し、上記イの基本的な進行管理を徹底させること。また、署長管理事案の処理・検討経過や長期化の原因について直接署長からヒアリングを実施することにより、当該事案に係る処理体制、進ちよく状況等を定期的に把握し、必要に応じて処理体制や処理方針の変更について具体的に指示すること。

## (2) 進行管理を通じた基本的な事務処理等の徹底

基本的な事務処理の徹底による適正な業務上外等の判断を行っていくためには、上記(1)の組織的な進行管理を通じ、認定基準等に基づく調査が確実に実施されているか、調査結果に基づく的確な判断が行えるかなどについて、局・署管理者が検証した上で、処理方針等の指示や業務上外等の判断を行うことが重要である。このため、

ア 局・署管理者は、管理事案に係る組織的な進行管理に基づいた事務処理に際し

て、認定基準等に照らしつつ、調査事項や医証等資料に不足はないか、不必要な調査が計画又は実施されていないかなどを確認の上、処理方針の適否について精査し、必要に応じて処理方針の変更のための具体的な指示を行うこと。

イ 署管理者は、管理事案以外の労災請求事案等の事務処理においても、基本的な事務処理の徹底のため、調査結果復命書の決裁等を通じて、上記アと同様、処理方針や業務上外等の判断の適否について精査・確認を行うこと。

#### 4 業務上疾病に係る的確な認定業務の運用

##### (1) 石綿関連疾患事案への対応

石綿関連疾患に関する労災保険給付及び特別遺族給付金の請求事案に係る事務処理に当たっては、管内事情に応じ、引き続き請求が集中している署に対して局及び他署が支援を実施するなど、効率的な業務実施体制の確保に努めること。また、「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領について」などによる調査を的確に実施した上で、認定基準等に基づく適正な決定を行うこと。

さらに、石綿関連疾患に係る労災保険制度及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金制度並びに認定基準の内容について、時機を捉えた周知・広報に努めること。

##### (2) 脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案への対応

脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案については、認定基準及び判断指針に基づき、労働時間の的確な把握はもとより、就労実態の全容についての調査・聴取等により事実認定を行った上で、業務上外の判断を行うこと。

また、精神障害等事案については、発症時期を特定するとともに、出来事を具体的に把握し、判断指針に基づき、職場又は職場以外の心理的負荷の評価を的確に行うこと。この場合、職場における心理的負荷については、その強度の修正と出来事に伴う変化等について、調査結果を踏まえた十分な検討を行うこと。

さらに、局においては、署における調査結果を十分把握し、事案の問題点を整理した上で、地方労災医員協議会等の運営に当たること。

なお、「脳・心臓疾患の労災認定実務要領」及び「精神障害等の業務上外の判断のための調査要領」の改正を予定しているため、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案の迅速・適正な処理に活用すること。

##### (3) 振動障害に係る検査項目及び検査手技

振動障害に係る検査項目及び検査手技については、平成18年3月に取りまとめられた「振動障害の検査指針検討会」報告書を踏まえ、見直しについての検討を行っているところであり、今後検討結果がまとまり次第、別途通知することとしている。

#### 5 調査権限の効果的な行使

労災保険給付の決定を迅速・適正に行うためには、決定に必要な資料の収集や事実関係の把握を確実に行うことが必要である。このため、実地調査等に対して事業主等

関係者が非協力的であるため調査に支障が生ずる場合には、労災保険法に規定する文書提出に係る命令や事業場への立入検査に係る権限等をちゅうちょすることなく積極的に行わせること。

なお、調査権限に基づく①資料の提出又は出頭命令、②事業場への立入検査を実施する場合には、当該実施について文書により通知した上で行うこと。

## 6 労災年金関係業務の適正な処理

労災年金関係事務においては、支給決定決議時の処理区分誤り、被災労働者あるいは遺族（補償）年金受給権者の生年月日の転記誤りなどによる基本権取消事案及び厚生年金等との併給調整誤り事案が依然として跡を絶たず、過誤払いも発生している状況にある。したがって、これらの事案の発生を防止するため、労災年金の事務処理に当たっては、請求書と戸籍謄本等公的書類との照合時、登録帳票への転記時、支給決定時及び決議書入力時における署管理者も含めた職員間相互の読み合わせチェックを実施する体制と定期報告書審査時における署管理者の審査・確認体制を確実なものとし、適正な事務処理を徹底すること。

また、厚生年金等との併給調整事務の適正・効率化を図るため、昨年9月に「厚年情報照合リスト」を作成・配付しており、定期報告書の審査時においては、登録データの内容と添付書類等との照合・確認はもとより、厚年情報照合リストを活用した厚生年金等との併給調整の照合・確認を確実に行うこと。

## 7 不正受給防止対策の徹底

不正受給は、刑法の詐欺罪等に該当するものである。不正受給については、未然防止に努めるとともに、不正受給を発見した場合には厳正に対処する必要があることから、引き続き以下の点に留意し、不正受給の防止に万全を期すること。

- (1) 労災保険における不正受給は、これまで①偽った災害発生状況を記載しているもの、②就労していながら休業（補償）給付を全額受給しているもの、③同一災害について複数の監督署へ氏名を変えて請求しているもの、④特別加入後の間もない災害であって給付基礎日額が高いもの、などが発生しているところであるが、担当者及び各決裁者は、給付請求書の審査点検に当たり、支給決定のためという観点のみならず、不正請求の疑いがないかという観点にも常に留意しつつ疑問点等がある場合には、実地調査を確実に実施すること。
- (2) 昨年、匿名の投書を端緒として調査を行った結果、医療機関が労災診療費について多額の不正請求や療養に係る通院費の不正請求を行っていた事実を発見するに至った事例があったが、当該事例に見られるように、第三者からの投書や電話等による情報は、不正受給を発見する重要かつ大きな糸口である。したがって、たとえ匿名の情報や具体性に欠ける部分がある情報であっても、可能な限り丁寧な照合・分析を行い、不正受給の対象となっている者や事業場が特定できる場合には、実地調

査を確実に実施すること。

- (3) 不正受給を発見した場合には、刑事告発を行うとともに、捜査機関とも調整の上、積極的にマスコミ発表を行うこと。

#### 第4 労災診療費の適正払いの推進

##### 1 会計検査院の指摘を踏まえた重点的な審査の実施

平成18年度における会計検査院の現地検査の結果に基づく労災診療費の不適正払いの指摘をみると、手術料及び入院料に係る指摘が依然として多く、指摘額全体の9割以上を占めている。

このため、手術料及び入院料の請求がある診療費請求内訳書については、効率的に審査を実施する観点から、以下の点に留意すること。

- (1) 手術料については、平成17年3月29日付け基労補発第0329001号「労災診療費に係る重点審査について」に基づき、①同一手術野に係るもの、②骨内異物除去術、③腱縫合術、④骨移植術、⑤特定保険医療材料関係の5項目について重点的に審査を行うこと。
- (2) 入院料については、被災労働者の傷病の状態により算定要件が異なることから、レセプトの傷病名より入院料の算定要件である傷病の状態に該当しているか審査すること。その上で、疑義が生じた場合については、診療費審査委員会に諮り、医学的観点からの意見を徴することとし、適正な審査に努めること。

また、医療機関に対する労災診療費等に係る説明会の開催、誤請求の多い医療機関に対する個別の現地指導等により、労災診療費の適正払いを徹底すること。

##### 2 労災診療費審査体制等充実強化対策事業の受託事業者との連携等

労災診療費審査点検業務の適正・円滑な実施を図るため、誤請求の多い項目に係る審査点検が的確に行われるよう、労災診療費審査体制等充実強化対策事業の受託事業者（以下「受託事業者」という。）地方事務所に対して、上記1における分析内容等を具体的に指導すること。

また、適正払いの推進には受託事業者地方事務所の審査点検の精度を高めることが重要であることから、必要に応じて受託事業者地方事務所の審査点検が終了したレセプトを抽出して再確認を行い、審査点検漏れがある場合には、その内容を踏まえた指導を行うこと。

##### 3 労災診療費等の不正請求の防止

労災診療費の審査において不正請求等の疑いがあった場合、また、第三者から労災診療費の不正請求の疑いに関する情報提供を受けた場合には、当該労災指定医療機関に対する現地調査及び当該労災指定医療機関に通院している被災労働者からの聴取調査等を必ず実施すること。調査を行った結果、労災診療費の不正請求の事実を確認し

た場合には、社会保険事務局と連携するとともに、当該労災指定医療機関の労災指定を取り消すなど厳正に対処すること。

## 第5 労災かくし対策の的確な実施

労災かくし対策については、平成19年2月5日付け基監発第0205001号・基徴発第0205001号・基安計発第0205001号・基労管発第0205001号「「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進について」に基づき、新たにポスターを作成し、周知・啓発等に努めているところであるが、関係行政機関との連携等の方策を内容とする通達を別途発出する予定であるので、これに基づき対策の一層の推進を図ること。

また、労災保険給付に係る審査又は調査において、労災かくしが疑われる場合には、速やかに労災担当部門から監督・安全衛生担当部門（以下「関係部門」という。）に情報を提供するなど、引き続き関係部門との連携を図ること。

なお、新規の休業補償給付支給請求書の受付に際し、労働者死傷病報告の提出年月日の記載がない場合には、関係部門に情報を必ず提供すること。

## 第6 労働福祉事業の見直し

労働福祉事業については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）において、廃止を含めた見直しを行うこととされたことを踏まえ、労災保険法の一部改正を含む雇用保険法等の一部を改正する法律案を第166回通常国会に提出している。その概要は、「労働福祉事業」の事業名を「社会復帰促進等事業」に改めることとし、具体的には、「労働条件確保事業」を廃止し、「安全衛生確保事業」について「労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業」と改めた上で、既存の「社会復帰促進事業」及び「援護事業」と合わせて三つの事業に整理することであり、施行日は平成19年4月1日としている。

なお、個々の事業については「PDCAサイクル」による徹底した精査を継続的に実施することとしており、平成19年度においても、効率化、低コスト化を図ることとしているので留意すること。

また、本見直しを受け、「温泉保養」、「労災援護金の生業援護金」、「労災特別援護措置」、「特別栄養食及び附添看護」の各事業については、平成19年2月6日付け基発第0206001号「温泉保養等の廃止について」により、平成18年度限りで廃止することとしている。

なお、温泉保養については、廃止に係る経過措置として、平成18年度中に申請を受け付けた場合に限り、平成19年9月30日を期限として温泉保養を受けることができることから、事務処理に当たっては、平成19年2月6日付け基労補発第0206001号「温泉保養

等の廃止に伴う運用上の留意事項について」に留意すること。

## 第7 行政争訟に当たっての的確な対応

### 1 審査請求事務の迅速・適正な処理

昨今の再審査請求や行政訴訟に至った事件の中には、原処分庁における的確な調査が実施されていれば、決定に係る判断が異なっていたと考えられる事例が見受けられたところである。労災保険審査官は、原処分庁の調査・判断を追認するのではなく、適正な審理により、原処分庁における事実関係の把握が不十分な場合は必要な調査を実施し、原処分庁の判断に誤りがある場合には、早急に取消決定し、請求人を救済することが最大の役割・使命であることを認識すること。

また、審査請求の傾向をみると、社会的関心が高い脳・心臓疾患事案や精神障害等事案等が依然として増加しており、さらに平成18年度より石綿救済法に基づく特別遺族給付金に係る審査請求も行われている状況であり、より一層の効率的かつ計画的な処理を徹底する必要があることから、労災補償課長及び労災保険審査官は、以下の点に留意し、迅速・適正な処理を図ること。

- (1) 労災補償課長は、審査請求が行われた事件については、労災補償監察官等とともに、速やかに当該事件の原処分庁の決定について調査不足や認定基準等の適用誤りなど問題点の有無等を必ず検証し、審査請求事案の的確な処理を図る観点から、その検証結果について労災保険審査官に助言すること。特に脳・心臓疾患事案、精神障害等事案及び石綿関連疾患事案の検証にあつては、審理に必要な資料が整っているか点検・確認し、不足している場合には、労災保険審査官に対し補充調査を実施するよう助言すること。

なお、必要に応じて本省労災保険審理室あて照会又は相談すること。

また、労災補償課長は、検証の結果、問題点が認められた場合には、同様の問題が繰り返されることがないように、その発生防止対策について当該原処分庁のみならず、全署に対して直ちに指導するとともに、さらに署長会議・労災主務課長会議等においても再発防止の指示を徹底すること。

- (2) 平成18年度の中央監察において、労災保険審査官から労災補償課長に対し、「審査請求処理計画・処理経過簿」が適切に報告されていなかったとの指摘が行われている。このため、労災補償課長は、毎月、「審査請求処理計画・処理経過簿」により、審査請求事件ごとに上記(1)を含めた問題点や処理のために必要な事項、その処理経過から進ちよく状況を確認し、事務処理に支障となっている事項がある場合には、迅速かつ的確な審査が行われるよう、さらに労災補償監察官等を含めた検討による助言を行うなど進行管理を徹底すること。

- (3) 労災保険審査官は、審査請求受理後、争点整理をした上で、原処分庁の調査が不

十分である場合には補足調査を行い、必要に応じて参考人への審問や物件の提出命令等職権として認められている審理のための処分を的確に実施すること。また、医学的判断を要する事案については、これらによって得られた新たな事実認定に基づき、改めて地方労災医員協議会等又は医学専門家の意見を求め、法令・通達に照らして適正に判断すること。

- (4) 審査請求事案の効率的かつ迅速な処理の観点から「労災保険審査請求事務取扱手引」(以下「手引」という。)を改訂することとしているので、当該手引により適正な処理に努めること。

なお、改訂までの間の審査請求事務に当たっての留意事項について別途指示するので、これにより適正な処理をすること。

- (5) 審査請求に係る原処分庁の意見書作成に当たっては、当該原処分の妥当性について、改めて当該原処分庁において検討した上で作成することに留意すること。

- (6) 再審査請求事案に係る労働保険審査会への資料提出等の事務処理に当たっては、労災保険審査官に対応を一任するのではなく、労災補償課長等の管理の下、資料内容を的確に把握・精査した上で、適正に実施すること。また、再審査請求に係る原処分庁の意見書作成に当たっては、原処分庁のみならず局においても、再審査請求における請求人の主張等を踏まえて、当該原処分の妥当性について改めて検証すること。

なお、審査請求及び再審査請求に係る意見書作成に当たっての詳細な留意事項については、上記(4)により別途示すこととしているので、これにより適正な処理をすること。

## 2 行政事件訴訟の的確な追行

最近の訴訟動向をみると、脳・心臓疾患事件及び精神障害等事件において、国側に厳しい判決内容であるものが少なくない。これらの判決内容を分析すると、原処分庁が行った認定基準又は判断指針に基づく判断の前提となる具体的な労働時間や出来事の把握及びその評価について、評価不足や原告側から提出された新たな真実により、原処分庁とは異なる観点から評価されたこと、あるいは疾病の発症機序が裁判官に十分理解されていなかったことなどが挙げられる。このため、今後の訴訟の追行については、本省労災保険審理室との緊密な連携の下、特に次の事項を徹底することにより、的確な処理を図ること。

- (1) 提訴時における原処分段階での事実認定等の精査及び的確な調査の実施

行政事件訴訟を的確に追行するため、原処分段階で実施した調査内容とその結果及び収集した資料に基づき、事実認定とそれに基づく判断について改めて検証すること。その際、原処分の判断に至る過程で不足又は評価していない事実の有無等も

精査し、不足又は評価していない事実が存在する場合には、局・署の役割分担を明確にして必要な調査・証拠収集等を早急に行い、その結果を踏まえ、事実認定及びその評価・判断に係る具体的な主張・立証を行うこと。

## (2) 第一審の重要性

現行の民事訴訟法においては、第一審の重要性が実質的に高いことから、的確に第一審において主張・立証しておけば、判決結果が違っていたと考えられる判決も見受けられること、また、第二審で新たな証拠に基づく主張をしても採用されないことがあることなどから、事案について早い段階から事実関係や医学的見地から、幅広く検討し、主張・立証を第一審で十分に尽くしておくこと。

## (3) 脳・心臓疾患事件及び精神障害等事件への対応

脳・心臓疾患事案の業務上外に関する行政事件訴訟については、最近の判決動向を踏まえると、まず疾病の発症機序を明らかにし、当該疾病が業務とは別の要因により発症したことについて、裁判官の理解を十分に得ることが極めて重要である。このため、基礎疾患及び危険因子の状況並びに疾病の発症機序について医学的に整理した上で、分かりやすく丁寧な主張を行うとともに、相手方の主張する医学的見解については、合理的な医学的知見・経験則に基づく的確な反論を行うこと。

精神障害等事案の業務上外に関する行政事件訴訟については、いまだ判断指針に基づく精神的負荷の評価方法等が裁判官に十分に理解されているとはいえない状況にあることから、判断指針については、現在の医学界においてコンセンサスが得られている「ストレス－脆弱性理論」に基づくものであること、また、出来事の評価については、ストレス評価法の研究成果に基づくものであることを主張・立証すること。

さらに、事案の当てはめについて主張・立証する際は、他の「出来事の類型」や「具体的出来事」についても、その関連等を踏まえた主張・立証をすること。

## (4) 医師の確保及び分かりやすい内容の医学意見書の作成

日ごろから、産業保健推進センターや都道府県医師会との連携を密にし、医学意見書の作成を依頼できる医師の確保に精力的に取り組むとともに、裁判官に原処分における医学的判断を正しく理解してもらうため、医学意見書の作成を依頼する場合には、複雑・難解な医学的説明についても分かりやすい内容の意見書となるよう、医師に対して十分に意を尽くすこと。

## (5) 法務局等との連携等

法務局付検事及び選任弁護士との連携を密にし、問題意識の共有を図ること。特に提訴段階の協議に際しては、原処分の調査内容と評価について十分に説明するとともに、行政庁の判断基準が依拠する医学的知見である専門検討会報告等の内容について十分な理解を求めること。

また、訴訟の追行に当たっては、労災法務専門員及び労災医員等に対し、提訴時から当該事件の内容・問題点等について相談し、主張・立証方針の策定、準備書面の作成等の際に助言を受けるなど、積極的に労災法務専門員及び労災医員等の活用を図ること。

## 第8 長期療養者に係る適正給付対策の推進

### 1 一般傷病に係る適正給付対策

振動障害以外の傷病に係る適正給付対策については、昭和59年8月3日付け基発第391号「適正給付管理の実施について」に基づき、実施しているところであるが、一般傷病による1年以上の長期療養者のうち、骨折、切断、関節の障害及び打撲傷等に係る者が依然として多数存在していることから、局において長期療養者の状況を分析した上で、重点とする傷病及び調査対象者を署と協議・指導した上での確に選定し、効率的かつ計画的に適正給付対策を推進すること。

また、調査の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 調査対象者については、当初の傷病の程度、診断書、レセプト、傷病の状態に関する報告書及び主治医から徴した意見書等により、これまでの療養経過を踏まえた症状等の的確な把握に努めること。特に主治医の意見書等に症状固定の見込み時期等の記載があるものについては、調査対象者に限らず時機を逸することなく、漏れなく速やかに調査・確認を行うこと。

また、適正給付対策を円滑に行うため、局は調査対象者等のレセプトを積極的に署へ提供すること。

- (2) 上記(1)により、医学的に疑義が生じた事案については、労災医員から意見を徴するとともに、必要に応じて労災医員協議会を開催し、意見を徴すること。
- (3) 多数の長期療養者が受診する医療機関に対して調査・指導を行う必要がある場合には、局が調査計画を策定し、局・署の職員が一体となって調査・指導を行うなど主導的役割を果たすこと。また、医学的観点から、必要に応じて労災医員も同行の上、指導を行うこと。

### 2 振動障害に係る適正給付対策

振動障害に係る適正給付対策については、昭和62年度以降第7次にわたる3カ年計画により推進してきているところであり、振動障害による1年以上の長期療養者は減少傾向にあるものの、今後とも本対策を着実に推進していく必要があることから、以下の点に留意し、的確な対策の推進に努めること。

- (1) 平成19年度は第7次3カ年計画の最終年度に当たるので、局においては、本計画のこれまでの実施状況と問題点を検討した上で、必要に応じて最終年度の計画を見直すことなども行い、対策を推進すること。

(2) 管外居住者の適正給付対策については、所轄局は必要に応じて居住地の局に療養状況等の情報提供を依頼し、十分な情報を得た上で、対策を推進すること。

## 第9 地方監察の的確な実施

労災補償業務を円滑に推進するためには、地方監察において各署の管内状況等を踏まえて策定された行政運営の現状と問題点を的確に把握し、その結果に基づき、的確な対策を講ずることが最も重要である。

このため、地方監察方針については、関係各部課室長が中心となり、行政運営方針、中央及び地方監察結果、業務指導を含め日常業務で把握している現状と問題点を踏まえて検討した上で、局長及び労働基準部長（必要に応じて適用徴収担当部長）の指示を受けて策定すること。

地方監察の結果、問題が認められる事項については、必ず報告期限を定めた文書により指摘すること。

なお、是正・改善に必要な指導については、労災補償監察官のみならず、関係各部課室長との検討を実施した上で行い、確実に是正・改善させ、その後の履行状況についても確認すること。

また、中央監察結果報告書においては、地方監察における指摘事項の是正・改善に係る具体的な手法、長期未決事案の早期解消及び第三者行為災害の求償事務等に係る適正な事務処理方法を具体的に記載していることから、当該報告書の内容を局・署の事務処理と組合せ、問題点の把握・分析の検討を行い、各種会議・研修等の機会を通じて署管理者のみならず、局・署の労災担当職員に周知・徹底し、活用すること。

さらに、労災補償監察官は、各署の状況と課題について局長を始めとする局管理者と認識を共有し、地方監察時以外においても、署長等署管理者に対して、長期未決事案の早期解消と発生の防止とともに、労災補償業務の円滑な事務処理の確保、事務処理能力の向上のため基本的な事務処理の徹底に関する指導を実効ある具体的な形で積極的に行うこと。

## 第10 その他

### 1 第三者行為災害に係る求償債権の的確な回収

第三者行為災害に係る求償債権については、収納未済額が漸増している状況にある。このため、求償事案については、過失割合の適正な判断と損害保険会社等との時機を逸しない照合・調整による的確な求償事務を実施するのみではなく、求償債権の回収に当たっては、労災補償課長を始めとする組織的な検討体制により、臨戸徴収を含めた的確な債権回収計画を策定の上、効率的かつ計画的に実施すること。

なお、求償債権の回収が困難な事案については、回収委託制度を活用すること。

## 2 労災年金受給者に対する援護事業との連携

これまで実施してきた労災年金受給者等に対する委託事業である「労災年金等相談業務」については、平成19年度から労災年金受給者等への訪問・巡回を主体とした介護・健康管理等の指導業務に重点を置いた「労災ケアサポート事業」へと名称及び事業内容を変更するところであり、別途指示することとしている。本事業で対象とする労災年金受給者の選定等については、本事業の受託事業者地方事務所との連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に実施されるよう周知等の支援に努めること。

また、重度被災労働者に関しては、労災年金支給決定時に労災特別介護施設について説明するとともに、入居希望者の情報を労災特別介護施設又は上記の労災ケアサポート事業の受託事業者地方事務所へ提供するなど、引き続き当該施設への入居促進を支援すること。

## 3 懇切・丁寧な窓口対応の徹底

被災労働者を始めとする関係者に対して、懇切・丁寧な対応を行うことは、労災補償業務の基本姿勢であることから、以下の点に留意すること。

- (1) 労災請求に係る相談や聴取調査等において請求人等と接する場合には、請求人等の置かれた立場を考慮した上で、常に懇切・丁寧な対応に努めること。

なお、説明の際には、専門的な用語を単に使用することなく、可能な限り平易な言葉に置き換えるなど、労災保険制度の考え方について具体的かつ分かりやすく説明するとともに、来署して説明を求める請求人等については、パンフレット、リーフレット等を活用すること。

- (2) 不支給決定等及び治癒認定（症状固定）を行った事案は、請求人に対し適宜適切に当該処分・判断理由に係る法令上の根拠及び認定基準等並びに医学的判断等の根拠について、可能な限り分かりやすくかつ丁寧に具体的な説明を行うことにより、請求人等の理解を得るよう努めること。

## 4 研修の充実等職員の資質向上

- (1) 職員研修の効果的な実施

行政定員等が極めて厳しい状況にある中、職員一人一人が能力を最大限に発揮し、効果的に業務を推進していく必要があり、そのためにも個々の職員の実践的な判断能力や事務処理能力を養成すべく局・署で実施される研修の重要性は増していることから、労災補償課長等局管理者は、以下の点に留意しつつ、効果的かつ充実した内容の研修を実施すること。

ア 新任の署長、次長及び労災担当課長には、それぞれ必ず研修を実施し、労災補償行政の現状と課題、精神障害等を始めとする判断指針や認定基準の考え方、迅速・適正な請求事案の処理のための具体的な進行管理の手法等について説明すること。特に署長に対しては、労災補償業務における署長の役割として、労災請求

事案の迅速・適正な処理を実施していく上で、進行管理が極めて重要であることを十分説明すること。

イ 職員の経験年数、現在の担当業務、労災担当業務から離れていた期間等を的確に把握するほか、監察や業務指導を通じて労災請求事案の事務処理において認められる問題点（例えば聴取書の内容が不十分、調査結果復命書の作成に長期間を要しているなど）の分析や、研修課題に係るアンケート調査の実施等により、職員に必要な研修課題を的確に選定するとともに、労災補償業務や研修課題の習得度にも配慮した研修を実施すること。

ウ 研修の講師については、労災医員等や労災法務専門員、本省職員はもちろんのこと、外部の専門家を積極的に活用すること。

## （２）業間研修の促進

平成18年度の中央監察結果報告書では、課内会議等を活用して業務上疾病事案に係る調査方法等に習熟させたり、聴取調査や専門医への意見聴取の場に経験の浅い職員を同行させることにより、実践的経験を積ませている事例が紹介されているが、このような業間研修（OJT）は、職員の資質の向上にとって非常に重要であることから、局・署管理者は、中央監察結果報告書における上記の事例等も参考としつつ、実施計画等にも明記した上で、署長会議や労災課長会議等の機会を捉え、業間研修の実施について具体的に指示すること。

なお、効果的な業間研修の促進については、実地調査への同行、聴取書の作成補助、主治医又は局医等への意見依頼等を積極的に行わせることが重要であるが、その際には、対象職員に対して事前に調査・聴取の目的、確認する内容の項目整理とその順序、必要な通達や文献を示すなどして、十分な準備を行った上で実施すること。

## 5 個人情報 の 厳正な管理

平成17年4月から個人情報保護法が施行され、行政機関が取り扱う個人情報について厳正な管理が求められているにもかかわらず、労災保険に係る事務処理の過程で、請求人の氏名や給付内容等の個人情報が記載された文書が誤送付される、また、紛失する事案が相次いで発生している。このような事態が今後とも繰り返された場合には、ずさんな情報管理との批判の下、労災補償行政への信頼が損なわれることとなる。

したがって、労災補償業務において日常取り扱っている膨大な書類等の大部分が個々の被災労働者にとって極めて秘匿性の高い個人情報であり、厳格な保持が求められていることを研修等の機会を通じて職員に十分理解させるとともに、必要な事務処理の見直しにも積極的に取り組むこととし、局・署で保有する個人情報の適切な管理を徹底すること。

特に個人情報に係る文書の誤送付を防止するため、送付先のあて名と送付文書及び

添付書類の内容との照合・確認を必ず行うことを徹底すること。また、ファクシミリを用いて個人情報の収受を行う場合には、必ず送付先のファクシミリ番号を再確認すること。